

# 人と環境にやさしいシンプルで 機能的な庁舎の建設に向けて

平成17年の合併以来、旧市町の庁舎を活用し、分庁方式で事務事業を行ってきました。しかし、機能が各庁舎に分散していることで、市民が庁舎間を行き来せざるを得ず、市民サービスに不便が生じているほか、行政運営に伴う職員の移動や施設の維持管理にかかるコストの課題などが生じています。

これらの課題を解消し、市民の利便性をはじめとする行政サービスの向上を図る必要性から、平成23年3月に「うるま市統合庁舎基本構想」を策定し、平成27年度の供用開始に向けた新庁舎の建設に取り組んでいます。

## 統合庁舎 Q & A

**Q** なぜ、今、統合庁舎が必要なのですか？

**A** 分庁方式による様々な課題（前書参照）を解決し、簡素でより効率的な体制と環境を整え、市民の利便性を向上させるためには統合庁舎の建設が必要です。合併市町村に対する国からの**※優遇措置（合併特例債）**が受けられる平成

27年度までに建設することで将来的な市の財政負担が軽減されます。

さらに後年度の財政負担を軽減するために、庁舎等建設基金や減債基金を積み立てて、将来に備えています。

※建設事業費の95%を借入することができ、その償還金の70%が後年度に国から還付されます。通常の借入よりも市にとってかなり有利な財源です。

**Q** 現庁舎で行っているサービスはどうなるのですか？

**A** 市民に身近な各種証明書の発行や手続き、案内などの窓口サービスについては、現状のサービスを低下させないよう各地域に残すこととしております。

今後、設置場所や形態など様々な手法を検討していきます。

※次ページの統合庁舎建設後の役割機能（イメージ図）を参照

**Q** 統合庁舎を建設した後は、現在の庁舎はどうなるのですか？

**A** 統合庁舎建設に伴う、既存庁舎の跡利用につきましては「うるま市統合庁舎基本構想」の資料編において、全国の事例調査として、報告を行っています。

また、うるま市統合庁舎建設委員会からの答申（平成23年3月）においても、地域の活性化に資することができるよう十分検討するようご提言されており、平成24年度から地域の関係者を含めた検討委員会を設

置して具体的な検討を行なっています。

**Q** 建設スケジュールはどのようになっていますか？

**A** 建設スケジュールは次のとおりです。

平成23～24年度	基本設計
平成24年度	実施設計
平成25～26年度	建設工事
平成27年度	供用開始

### これまでの主な経過

- 平成20年3月  
統合庁舎の必要性について検討するため、事務局を企画部企画課に置くことを決定する。
- 平成20年4月～平成21年3月  
うるま市統合庁舎建設検討内部委員会を開催
- 平成21年3月  
統合庁舎建設に向け検討することを庁議決定する。
- 平成21年9月  
第48回定例会において、「うるま市統合庁舎建設委員会」の設置に向けた附属機関設置条例の一部を改正する条例を提案し、可決される。
- 平成22年2月～平成23年3月  
うるま市統合庁舎建設委員会の開催
- 平成22年11月～12月  
統合庁舎基本構想ワークショップの開催
- 平成23年2月  
第60回定例会において、「庁舎建設室」の設置に向けた部設置条例の一部を改正する条例及び統合庁舎の基本設計に向けた予算を計上、提案し可決される。
- 平成23年3月  
うるま市統合庁舎建設委員会から答申を受け、「うるま市統合庁舎基本構想」を策定
- 平成23年5月2日～6月2日  
うるま市統合庁舎基本構想へのパブリックコメント募集  
【提出者数81名、意見数180件】
- 平成23年6月6日～10日  
与那城、石川、勝連、具志川の4地域で、うるま市統合庁舎基本構想に関する説明会を開催【参加者 延べ268名】
- 平成23年11月22日  
うるま市統合庁舎基本構想見直しについて庁議決定
- 平成23年12月  
第64回定例会において、「うるま市庁舎基本設計プロポーザル審査委員会」設置に向けた附属機関設置条例の一部を改正する条例を提案し、可決される。

うるま市統合庁舎基本構想、パブリックコメントの意見概要などは、うるま市ホームページの「庁舎建設室」のページでご確認することができます。